

亀山市議会に関する市民意識調査

～ ご協力をお願い ～

市民の皆様には、日頃から市議会活動にご理解とご協力をたまり厚くお礼申し上げます。
亀山市議会では、平成22年6月に、議会・議員の役割や責務、議会の機能強化、議員の定数や報酬など、新しい地方の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての運営及び基本事項を定めた「亀山市議会基本条例」を制定しました。

そして、条例制定以降は、地方自治法に定められた議決機関としてのチェック機能を果たしながら、市民にわかりやすい、開かれた議会を目指して、様々な議会改革に取り組んでまいりました。

そのような中、市議会では、市議会及び市議会活動に対する市民の皆さまのご意見をお聴きし、議会改革の糧とするため、4年に1度、市民アンケート調査を実施することとし、本年は、18歳以上の市民の方を無作為に選ばせていただいた1,000人の方に回答をお願いすることとしました。

この調査結果は、統計的に処理し、個人が特定されることはありません。また、調査の目的以外に使用することはありません。

ご多忙のところ、誠に恐縮ではございますが、調査の目的、趣旨をご理解いただき、回答にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和4年7月

亀山市議会議員 中崎 孝彦

■ご記入にあたってのお願い

1. 回答は、封筒のあて名のご本人様がお答えください。
2. 黒の鉛筆又はボールペンでご記入ください。
3. 回答は、あてはまる番号を○で囲んでください。回答数は、設問ごとに（1つに○印）、（あてはまるもの全てに○印）と指定してありますので、それに従ってご回答ください。
4. ご不明な点、調査に関するお問い合わせなどは、下記までお願いいたします。
5. この調査は無記名で行い、結果は統計的処理を行うため、個々の回答やプライバシーに関わる内容が公表されることはありません。

■本調査のお問い合わせ先

亀山市議会事務局

電話：0595-84-5059

E-mail：gikai-city.kameyama@ztv.ne.jp

記入いただいた調査票は**8月12日(金)**までに、同封の返信用封筒に入れて(切手を貼らずに)投函してください。

問1 ご自身のことについて、①～⑥のそれぞれの項目ごとにお答えください。

① 7月31日現在のご自身の年齢について（1つに○印）

- | | | | |
|------------|------------|------------|------------|
| 1. 18歳～19歳 | 2. 20歳～29歳 | 3. 30歳～39歳 | 4. 40歳～49歳 |
| 5. 50歳～59歳 | 6. 60歳～69歳 | 7. 70歳～79歳 | 8. 80歳以上 |

② お住まいの地区について（1つに○印）

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 亀山西小学校区 | 2. 亀山東小学校区 | 3. 亀山南小学校区 |
| 4. 昼生小学校区 | 5. 井田川小学校区 | 6. 川崎小学校区 |
| 7. 野登小学校区 | 8. 白川小学校区 | 9. 神辺小学校区 |
| 10. 関小学校区 | 11. 加太小学校区 | |

③ 職業について（主な職業1つに○印）

- | | | |
|-------------|----------|--------------|
| 1. 農林漁業 | 2. 自営業 | 3. 会社員・会社役員 |
| 4. 公務員・団体職員 | 5. 家事従事者 | 6. パート・アルバイト |
| 7. 学生 | 8. 無職 | 9. その他 |

④ 亀山市での居住年数（1つに○印）

- | | | |
|----------|--------------|---------------|
| 1. 5年未満 | 2. 5年以上10年未満 | 3. 10年以上20年未満 |
| 4. 20年以上 | | |

⑤ ケーブルテレビ受信環境について（1つに○印）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

⑥ インターネット接続環境について（1つに○印）

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問2 あなたは亀山市議会に関心がありますか。（1つに○印）

- | | | |
|-------|---------------|---------------|
| 1. ある | 2. どちらかといえばある | 3. どちらかといえばない |
| 4. ない | 5. わからない | |

問3 市では、新型コロナウイルス感染症対策を推進するため、支援策として様々な「総合対策パッケージ」を展開しています。これらの対策を進めるには、その都度予算が必要となり、緊急に議会で予算を審議する機会が増えていることを知っていますか。（1つに○印）

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問4 亀山市議会の本会議は、年に4回の定例会（3月、6月、9月、12月）と臨時会（必要時）が開かれていることを知っていますか。（1つに○印）

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問5 亀山市議会には、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会、予算決算委員会という4つの常任委員会があり、それぞれ委員会活動を行っていることを知っていますか。

(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問6 亀山市議会の本会議や委員会等の情報をどのような方法で入手していますか。(あてはまるもの全てに○印)

- | | | |
|---------------|-----------|---------------|
| 1. 市議会ホームページ | 2. 市議会だより | 3. 市役所庁舎の案内情報 |
| 4. ケーブルテレビの情報 | 5. 新聞紙面 | 6. その他 () |
| 7. 入手していない | | |

問7 亀山市議会の本会議や委員会は傍聴することができますが、傍聴したことはありますか。(亀山市議会はコロナ感染防止対策として別室でモニターによる傍聴も案内しています。)

(1つに○印)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

問8 地方自治体では、首長（市長）と議会議員は、ともに直接選挙で選ぶ制度をとっており、これを「二元代表制」と言います。「二元代表制」では、市長は執行機関として、議員で構成する議会は議事機関として、双方が緊張関係を保ちながら、市の活力ある発展、また市民の豊かさの向上を目指しています。この「二元代表制」を知っていますか。(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問9 議会の役割には「市政の監視と評価」、「市政への政策提言」などがありますが、知っていますか。(1つに○印)

- | | |
|-------------|--------------|
| 1. よく知っている | 2. おおむね知っている |
| 3. ほとんど知らない | 4. 全く知らない |

問10 多くの地方議会では、議会改革の一環として、市民と議会、議会と首長（市長）、それぞれの関係を明確に示し、かつ、公正性及び透明性を確保し、新しい地方自治の時代にふさわしい開かれた議会を目指し、常に改革を推進する議会を実現するために「議会基本条例」を制定しています。亀山市議会が「議会基本条例」を制定していることを知っていますか。(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 1 1 亀山市議会は、議会基本条例制定(平成22年6月)以降、様々な議会改革に取り組んできました。次のうち、亀山市議会の取組として知っているものはありますか。

(あてはまるもの全てに○印)

- | | |
|--|--|
| 1. 議員定数の削減(22人から18人に4人削減) | 10. 議員全員にタブレット端末を配布し、議会活動に活用し、会議システムを導入することでペーパーレス化に取り組む |
| 2. 予算決算常任委員会を設置 | 11. 請願者による趣旨説明の機会を設ける |
| 3. 各常任委員会で毎年、所管事務調査を実施 | 12. 長期欠席議員の議員報酬及び期末手当を減額する条例を制定 |
| 4. 市の総合計画(基本計画)と都市マスタープランを議決事件とする | 13. オンライン委員会を開催できるよう条例改正 |
| 5. 本会議以外に、常任委員会をインターネット配信(ライブ・録画) | 14. 会議規則の欠席理由に出産、育児、介護等を追加 |
| 6. 議会報告番組「こんにちは!市議会です」を制作し、ケーブルテレビとインターネットで放送・配信 | 15. 政治倫理に関する条例・規則等の見直し |
| 7. 市議会ホームページのリニューアル | 16. 議会基本条例の検証 |
| 8. 政務活動費の収支報告書、会計帳簿、領収書、視察・研修報告書をホームページで公開 | 17. 毎年、議会改革のまとめとして「議会改革白書」の作成 |
| 9. 議会広報紙「かめやま市議会だより」のリニューアル | 18. 知っているものはない |

問 1 2 今後も問 1 1 のような議会改革は必要だと思いますか。(1つに○印)

- | | | |
|-------|---------|----------|
| 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |
|-------|---------|----------|

問 1 3 亀山市議会では、議員定数を18人としていることを知っていますか。(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 1 4 亀山市議会の議員定数が18人であることについて、どのように思いますか。(1つに○印)

- | | | | |
|----------------|----------|-----------|----------|
| 1. 適正な人数であると思う | 2. 多いと思う | 3. 少ないと思う | 4. わからない |
|----------------|----------|-----------|----------|

問 1 5 亀山市議会の議員には、「亀山市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」の規定に基づき、毎月、議員報酬が支給されており、その額は、平成10年から変わっていません。現在の議員報酬が月額39万円であることを知っていますか。(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 1 6 議員報酬の月額39万円について、どのように思いますか。(1つに○印)

- | | | | |
|-------------|----------|-----------|----------|
| 1. 適正であると思う | 2. 多いと思う | 3. 少ないと思う | 4. わからない |
|-------------|----------|-----------|----------|

問 17 亀山市議会の議員には、「亀山市議会政務活動費の交付に関する条例」の規定に基づき、調査研究等の活動に要する費用として、1人あたり月額2万円の政務活動費が会派(会派に所属しない議員は1人会派とみなす。)に交付されています。このことを知っていますか。

(収支報告書、会計帳簿、領収書、視察・研修報告書は、市議会ホームページに掲載しています。)

(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 18 政務活動費の月額2万円について、どのように思いますか。(1つに○印)

- | | | | |
|-------------|----------|-----------|----------|
| 1. 適正であると思う | 2. 多いと思う | 3. 少ないと思う | 4. わからない |
|-------------|----------|-----------|----------|

問 19 市議会の会議録は、市議会ホームページで閲覧することができるほか、議会事務局や市立図書館でも閲覧することができますが、見たことはありますか。(1つに○印)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

※問 19で「1. ある」と回答された方におたずねします。

問 19-① 会議録をどこで閲覧しましたか。(1つに○印)

- | | | |
|--------------|----------|----------|
| 1. 市議会ホームページ | 2. 議会事務局 | 3. 市立図書館 |
| 4. その他 () | | |

問 20 亀山市議会の本会議はケーブルテレビで生中継及び録画放送をしています。見えていますか。(1つに○印)

- | | |
|---------|----------|
| 1. 見ている | 2. 見ていない |
|---------|----------|

問 21 亀山市議会の本会議と常任委員会はインターネットでライブ及び録画配信をしています。見たことはありますか。(1つに○印)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

※問 21で「1. ある」と回答された方におたずねします。

問 21-① それは、どのような媒体で見ましたか。(あてはまるもの全てに○印)

- | | | |
|---------|----------|------------|
| 1. パソコン | 2. タブレット | 3. スマートフォン |
|---------|----------|------------|

問 2 2 亀山市議会の定例会のダイジェストとして、定例会の内容や議会活動をお知らせする議会報告番組「こんにちは！市議会です」を、定例会閉会後にケーブルテレビとインターネットで放映・配信していますが、見たことはありますか。(1つに○印)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

※問 2 2 で「1. ある」と回答された方におたずねします。

問 2 2 - ① それは、どのような媒体で見ましたか。(あてはまるもの全てに○印)

- | | | | |
|------------|---------|----------|------------|
| 1. ケーブルテレビ | 2. パソコン | 3. タブレット | 4. スマートフォン |
|------------|---------|----------|------------|

問 2 2 - ② あなたは、議会報告番組「こんにちは！市議会です」の放送時間についてどう感じていますか。(1つに○印)

- | | | |
|-------|----------|-------|
| 1. 長い | 2. 適切である | 3. 短い |
|-------|----------|-------|

問 2 2 - ③ 亀山市議会では、議会報告番組「こんにちは！市議会です」の内容のリニューアルを考えています。どのような内容であれば見たいと思いますか。(あてはまるもの全てに○印)

- | | | |
|------------|------------|--------------|
| 1. 定例会の経過 | 2. 議案と議決結果 | 3. 各議員の質疑・質問 |
| 4. 議員の紹介 | 5. 委員会の活動 | |
| 6. その他 () | | |
| 7. このままでよい | | |

問 2 3 亀山市議会では、議会改革の一環として、議会に関する情報発信の充実を図るため、平成 27 年 1 月に市議会ホームページをリニューアルしました。市議会ホームページを見たことはありますか。(1つに○印)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

※問 2 3 で「1. ある」と回答された方におたずねします。

問 2 3 - ① よく見るページはどれですか。(あてはまるもの全てに○印)

- | | | |
|------------|-------------------------|--------------|
| 1. 会議の日程 | 2. 質疑・質問要旨 | 3. 審査報告 |
| 4. 議案と議決結果 | 5. 本会議・委員会の映像配信 | 6. 会議録 |
| 7. 議会基本条例 | 8. 議会改革 | 9. 議長交際費 |
| 10. 政務活動費 | 11. 議会報告番組「こんにちは！市議会です」 | 12. 委員会の活動報告 |
| 13. 市議会だより | 14. 市議会キッズページ | 15. その他 () |

問 2 3 - ② 亀山市議会のホームページは見やすいですか。(1つに○印)

- | | | |
|--------------|-------------|------------|
| 1. とても見やすい | 2. おおむね見やすい | |
| 3. どちらとも言えない | 4. やや見にくい | 5. とても見にくい |

問24 亀山市議会では、年に5回、「議会だより」を発行しています。「議会だより」は、見やすさ、親しみやすさの向上のため、平成27年5月にリニューアルをしました。「議会だより」を読んだことはありますか。(1つに○印)

- | | |
|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない |
|-------|-------|

※問24で「1. ある」と回答された方におたずねします。

問24-① 議会だよりは見やすいですか。(1つに○印)

- | | | |
|--------------|-------------|------------|
| 1. とても見やすい | 2. おおむね見やすい | |
| 3. どちらとも言えない | 4. やや見にくい | 5. とても見にくい |

問24-② 議会だよりの内容・情報量は満足していますか。(1つに○印)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1. とても満足している | 2. おおむね満足している | |
| 3. どちらとも言えない | 4. やや不満である | 5. とても不満である |

問24-③ よく見るページはどれですか。(あてはまるもの全てに○印)

- | | | |
|--------------|-------------|----------------------|
| 1. 表紙 | 2. 定例会のあらまし | 3. 議案と議決結果 |
| 4. 各議員の質疑・質問 | 5. 常任委員会の活動 | 6. 議会の主な動き(過去3ヶ月の日程) |
| 7. その他() | | |

問25 市民の皆様の要望や意見を市政に反映させる方法として、紹介議員を介しての「請願書」や紹介議員を必要としない「陳情書」を市議会に提出することができますが、知っていますか。(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問26 この請願書や陳情書を市議会に提出する制度を利用したいと思いますか。(1つに○印)

- | | | |
|-------|---------|----------|
| 1. 思う | 2. 思わない | 3. わからない |
|-------|---------|----------|

※問26で「1. 思う」と回答された方におたずねします。

問26-① 亀山市議会では、平成30年6月定例会より、請願者が委員会の場で請願の趣旨を直接説明する制度の運用を開始しています。この制度を利用したいと思いますか。(1つに○印)

- | | | |
|----------|------------|----------|
| 1. 利用したい | 2. 利用したくない | 3. わからない |
|----------|------------|----------|

問27 亀山市議会では、総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会において、「所管事務調査」として、市の様々な事業や事務について、毎年テーマを設定し、1年を通じて現状把握や先進地視察、意見交換会を実施する中で課題・問題点を抽出し、市への政策提言を行っています。このことを知っていますか。(1つに○印)

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問 2 8 亀山市議会では、「所管事務調査」において、市民との「意見交換会」を実施していますが、この「意見交換会」に出席を求められたら出席しますか。(1つに○印)

1. 出席する

2. 出席しない

3. わからない

◎亀山市議会に対してのご意見・ご要望などがございましたら、どのようなことでも結構ですので、ご自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

記入いただいた調査票は**8月12日(金)**までに、同封の返信用封筒に入れて(切手を貼らずに)投函してください。